様式第８（第11条関係）

表　　面

第　　号

石油パイプライン事業法第36条第２項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　月　日　生

年　月　日　発行



主務大臣　　㊞

裏　　面

石油パイプライン事業法抜すい

第36条

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油パイプライン事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、事業用施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第46条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

三　第29条又は第36条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。